

**重要事項説明書**  
**(訪問看護・介護予防訪問看護)**  
**サービス契約書**  
**個人情報使用同意書**  
**緊急訪問看護同意書**

**土居内科訪問看護ステーション**





訪問看護サービス 重要事項説明書

1 事業所の概要

(1) 指定事業者情報

法人種別・名称	合同会社ディーオーアイ
事業所名	土居内科訪問看護ステーション
所在地	千葉県船橋市東中山1-17-12-3 土居ビルANNEX
設立年月日	令和5年6月1日
代表者の氏名	土居 美智代
管理者の氏名	中橋 みどり
電話番号 / FAX番号	047-332-3337 / 047-332-3313
サービス種別	(介護予防) 訪問看護
介護保険指定事業所番号	1262891026
サービス提供地域	船橋市西部地域・市川市一部
地域区分	4級地 10.84円

(2) 営業時間

	月曜日～土曜日	祝日	日曜日	その他休業日
営業時間 (窓口対応時間)	8:30～17:30	8:30～17:30	定休日	なし
サービス提供時間	9:00～17:00	9:00～17:00	定休日	なし

(3) 職員体制

職種	人員数	職務内容
管理者	常勤1名	(1) 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護及び介護予防訪問看護(以下、「訪問看護」とする)が行われるよう必要な管理を行います。 (2) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 (3) 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
看護職員 機能訓練士 計画作成等に 従事する者 准看護師を除く	常勤換算 2.5名以上	(1) 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 (2) 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等へ説明を行い同意を得ます。 (3) 利用者へ訪問看護計画を交付します。 (4) 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 (5) 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 (6) 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 (7) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 (8) サービス担当者会議等へ出席し、居宅介護支援事業者と連携を図ります。
准看護師		訪問計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。
看護補助	必要人員数	訪問計画に基づき、指定訪問看護のサービス補助を提供します。
事務職員	必要人員数	介護給付等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。

#### (4) サービス区分・サービス内容

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 (1) このサービスの提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。 (2) サービスの提供は、懇切丁寧にいき、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。 (3) サービスの提供にあたっては、別紙訪問看護計画書に基づき、利用者の機能の維持回復を図るよう適切に実施いたします (4) 提供した訪問看護に関しては、利用者の健康手帳の医療の記録に必要な事項を記載します。 (5) 訪問看護の提供開始に際しては、主治医の文書による指示に従います (6) 事業者は主治医に対し、訪問看護計画書及び訪問報告書を提出します。

## 2 事業所等の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡等）

### (1) 当事業所

TEL：047-332-3337 事業所携帯：070-1404-2373 FAX：047-332-3313

担当部署：在宅医療事業部

責任者：中橋 みどり

担当者：中橋 みどり

受付時間：午前8：30～午後5：30

### (2) 千葉県国保連合会 介護保険課 苦情相談窓口

TEL:043-254-7428（苦情相談専用）

受付時間：午前9:00～12:00、午後13:00～17:00

（土・日・祝日・年末年始は除く。）

### (3) 船橋市 介護保険課 健康福祉局

TEL:047-436-2302

受付時間：午前9:00～12:00、午後13:00～17:00

（土・日・祝日・年末年始は除く。）

### (4) 市川市 介護保険課 施設グループ

TEL：047-712-8548

受付時間：午前9:00～12:00、午後13:00～17:00

（土・日・祝日・年末年始は除く。）

## 3 事業の目的・方針

介護保険法及び健康保険法における指定訪問看護サービス（以下「サービス」とします。）は、そのご利用様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができることを目的とし、目標を設定してその療養生活の支援・診療上の補助をし、心身の機能の維持回復を図り、ご利用者様の生活機能の維持または向上をめざすことを計画的に行うこととします。

#### 4 利用料金

(1) 【介護保険】利用料金は以下の計算により算出します。

【単位数】 「基本報酬単価」 + 「加算」	×	【地域区分による加算】 船橋市（4級地） 10.84	×	【利用者負担】 1割～3割
--------------------------------	---	----------------------------------	---	------------------

※所得に応じて、自己負担が1割の方と2割と3割の方がみえます。お手元の「負担割合証」をご確認ください。

(2) 【介護保険】基本報酬単価

基本利用単位	所要時間	単位	負担額
訪問看護 I 1	20分未満 週に1回以上、日中に30分以上の定期訪問看護が行われている場合のみ	介護 314単位	340円
		予防 303単位	328円
訪問看護 I 2	30分未満	介護 471単位	511円
		予防 451単位	489円
訪問看護 I 3	30分以上1時間未満	介護 823単位	892円
		予防 794単位	861円
訪問看護 I 4	1時間以上1時間30分未満	介護 1,128単位	1,223円
		予防 1,090単位	1,182円
訪問看護 I 5	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問 20分につき	介護 294単位	319円
		予防 284単位	308円
訪問看護 I 5 2超	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問 20分につき1日40分を超える場合に算定（週に20分×6回を限度）	介護 294単位	319円
		予防 284単位	308円

※理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算します。

(3) 【介護保険】加算

時間帯による加算	早朝	午前6時～午後8時まで	上記に25%加算	
	夜間	午後6時～午後10時まで		
	深夜	午後10時～翌午前6時まで	上記に50%加算	
初回加算	I	新規（利用者が過去2ヶ月訪問看護を受けていない方）に新たに訪問看護計画を作成した場合で、病院・診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日に訪問した場合（月に1回初回）	350単位	379円
	II	新規（利用者が過去2ヶ月訪問看護を受けていない方）に新たに訪問看護計画を作成した場合で、病院・診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日の翌日以降に訪問した場合（月に1回初回）	300単位	325円
複数名訪問看護加算	I	2人の看護師等が同時に訪問を行う場合	30分未満	254単位 275円
			30分以上	402単位 436円
	II	看護師等と看護補助者が同時に訪問を行う場合	30分未満	201単位 218円
			30分以上	317単位 344円
特別管理加算	I	特別な管理を要する場合（注1）	500単位	542円
	II	特別な管理を要する場合（注2）	250単位	271円
緊急時訪問看護加算	I	計画外の緊急時の訪問に対して加算基準に適合する場合 ※利用者の希望により、契約が必要（1ヶ月につき）（※4）	600単位	650円
	II	基準に適合しない場合 ※利用者の希望により、契約が必要（1ヶ月につき）（※4）	574単位	622円

ターミナルケア 加算	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に、2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500単位	2,710円
看護体制 強化加算Ⅱ	前6ヶ月における緊急時訪問看護、特別管理加算が一定以上算定されている事業所	1ヶ月につき300単位	
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケアもしくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る加算（※3）		
長時間訪問看護 加算	特別管理加算の方が対象 90分を超える訪問看護に対して加算（1回につき）	300単位	325円
サービス提供体制 強化加算	サービスの質が一定以上に保たれた事業所を評価するための加算（※5）	6単位	7円
口腔連携強化加算	看護師やリハビリテーション専門職等から口腔の健康状態の評価を受けた利用者 に対して加算（1回につき）	50単位	54円

- ※1 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている、在宅気管切開患者指導管理を受けている、気管カニューレを使用している、留置カテーテルを使用している
- ※2 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅酸素療法指導理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている、人工肛門や人工膀胱を設置、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ※3 イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合  
 ・悪性腫瘍の鎮痛療法又は化学療法を行っている利用者 ・真皮を超える褥瘡の状態にある利用者  
 ・人工肛門又は人工膀胱を増設している者で管理が困難な者  
 ロ 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合  
 ・診療報酬における手順書加算を算定する利用者
- ※4 (1)利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあること (2)緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の整備が行われていること。  
 上記の基準のいずれも適合する場合を(Ⅰ)、(1)のみ該当する場合を(Ⅱ)とする
- ※5 すべての看護師等に対して、個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施していること  
 利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1か月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録していること  
 すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施していること  
 看護師等の総数のうち、勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること

(4)【医療保険】利用料金は以下の計算により算出します。

訪問看護基本療養費	+	訪問看護管理療養費	+	加算
-----------	---	-----------	---	----

(5)【医療保険】訪問看護基本療養費

訪問看護 基本療養費Ⅰ	看護師の訪問看護	1日につき1回 週3日まで 5,550円 週4日以降 6,550円
	准看護師の訪問看護	1日につき1回 週3日まで 5,050円 週4日以降 6,050円
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	1日につき1回 12,850円
	理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の訪問看護	1日につき1回 5,550円

訪問看護 基本療養費Ⅱ	看護師の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に2人まで	1日につき1回 (週3日まで) 5,550円 (週4日以降) 6,550円
	看護師の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に3人以上	1日につき1回 (週3日まで) 2,780円 (週4日以降) 3,280円
	准看護師の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に2人まで	1日につき1回 (週3日まで) 5,050円 (週4日以降) 6,050円
	准看護師の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に3人以上	1日につき1回 (週3日まで) 2,530円 (週4日以降) 3,030円
	悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合	1日につき1回 12,850円
	理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に2人まで	1日につき1回 5,550円
	理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の訪問看護 同一建物の居住者への訪問の場合 同一日に3人以上	1日につき1回 2,780円
訪問看護 基本療養費Ⅲ	外泊中の方の訪問看護について算定	8,500円

(6)【医療保険】訪問看護管理療養費

訪問看護 管理療養費	機能強化型訪問看護管理療養費 1	1日につき1回 (月の初日) 13,230円 (2日目以降) ※1 訪問看護管理療養費1 3,000円 訪問看護管理療養費2 2,500円
	機能強化型訪問看護管理療養費 2	1日につき1回 (月の初日) 10,030円 (2日目以降) ※1 訪問看護管理療養費1 3,000円 訪問看護管理療養費2 2,500円
	機能強化型訪問看護管理療養費 3	1日につき1回 (月の初日) 8,700円 (2日目以降) ※1 訪問看護管理療養費1 3,000円 訪問看護管理療養費2 2,500円
	上記以外	1日につき1回 (月の初日) 7,670円 (2日目以降) ※1 訪問看護管理療養費1 3,000円 訪問看護管理療養費2 2,500円

※1 訪問看護管理療養費1の基準 訪問看護ステーション利用者のうち、同一建物居住者(当該者と同一の建物に居住する他の者に対して当該訪問看護ステーションが同一日に指定訪問看護を行う場合の当該者を言う。以下同じ。)であるものが占める割合が7割未満であって、次のイ又はロに該当するものであること。

イ 特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者及び特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者に対する訪問看護について相当な実績を有すること

ロ 精神科訪問看護基本療養費を算定する利用者のうち、GAF尺度判定が40以下の数が月に5人以上であること。

## (7)【医療保険】加算

## ① 基本療養費の加算

難病等複数回 訪問加算	特別訪問看護指示書の交付を受けた利用者 ※同一日には、1ヶ所のステーションに限る	1日2回訪問 (同一建物に1~2人) 4,500円 (同一建物に3人以上) 4,000円 1日3回訪問 (同一建物に1~2人) 8,000円 (同一建物に3人以上) 7,200円
緊急訪問看護加算	在宅療養支援病院の指示に基づき、看護師が緊急に訪問看護を実施した場合	1日につき (月14日目まで) 2,650円 (月15日目以降) 2,000円
長時間訪問 看護加算	週1回 (15歳未満の長重症児又は準長重症児の場合週3回) を限度 90分以上の訪問看護に連続して行われる場合	1回につき 5,200円
乳幼児加算	6歳未満の利用者	1日につき1回 1,300円 (厚労省が定める者※2の場合1,800円)
複数名訪問加算	看護師と他の看護師等と一緒に訪問する場合 ※看護師等 = 保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士	週1回 (同一建物内に1~2人) 4,500円 (同一建物内に3人以上) 4,000円
	看護師と准看護師と一緒に訪問する場合	週1日 (同一建物内に1~2人) 3,800円 (同一建物内に3人以上) 3,400円
	看護師と看護補助者が一緒に訪問する場合	週3日 (同一建物内に1~2人) 3,000円 (同一建物内に3人以上) 2,700円 特別な条件の場合は週4日以上可※3
	看護師と看護補助者が複数回一緒に訪問する場合	1日1回 (同一建物内に1~2人) 3,000円 (同一建物内に3人以上) 2,700円 1日2回 (同一建物内に1~2人) 6,000円 (同一建物内に3人以上) 5,400円 1日3回以上 (同一建物内に1~2人) 10,000円 (同一建物内に3人以上) 9,000円
夜間・早朝 訪問看護加算 深夜訪問看護加算	夜間 (午後6時~午後10時まで)	1回につき 2,100円
	早朝 (午前6時~午前8時まで)	1回につき 2,100円
	深夜 (午後10時~翌6時まで)	1回につき 4,200円

## ② 管理療養費の加算

24時間対応体制 加算	利用者又は家族等からの電話に常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にある場合。	月1回 (看護師負担軽減の取組※4あり) 6,800円 (看護師負担軽減の取組※4なし) 6,520円
特別管理加算	特別な管理を要する場合 ※5	月1回 5,000円
	特別な管理を要する場合 ※6	月1回 2,500円

- ※2 1.超重症児又は準超重症児
- 2.特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる疾病等の者
- 3.特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者

- ※3 1.末期の悪性腫瘍、神経難病等
- 2.特別管理加算対象者(下記※2,3)
- 3.特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている

1～3のいずれかの場合

①1回/日 3,000円 ②2回/日 6,000円 ③3回以上/日 10,000円 (算定回数に制限なし)

※4 次に掲げる24時間体制における看護業務の負担軽減の取組に関する内容のうち、ア又はイを含む2項目以上を満たしていること。

ア 夜間対応した翌日の勤務感覚の確保、イ 夜間対応にかかる勤務の連続回数が2回まで、ウ 夜間対応後の暦日の休日確保、エ 夜間金のニーズを踏まえた勤務体制の工夫、オ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減、カ 電話等による連絡及び相談を担当する者に対する支援体制の確保

※5 在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている、在宅気管切開患者指導管理を受けている、気管カニューレを使用している、留置カテーテルを使用している

※6 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続腸圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている、人工肛門や人工膀胱を設置、真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している

#### (8) 保険対応外のサービス

区分	ご利用料金				適用となる場合
	時間区分	30分未満	30分以上 60分未満	以降 30分毎	
1.保険適用外の看護 (非課税)	日中帯：8時～18時	5,000円	9,000円	5,000円	①介護保険、医療保険：90分を超えた場合（長時間訪問看護加算の算定時を除く） ②医療保険：サービス提供の営業日以外の場合（医療保険と併用の場合は差額を算定） ③その他保険算定外となった場合
	早朝帯：6時～8時 夜間帯：18時～22時	6,250円	11,250円	6,250円	
	深夜帯：22時～翌6時	7,500円	13,500円	7,500円	
2.死後の処置 (課税)	1回	15,600円			訪問看護と連続して行われる場合（保険適用の訪問看護サービスに限る）

##### ① 適用となる場合の例

保険適用外の看護（表4 ② サービス提供の営業日以外の場合（保険併用時の差額算定）について）  
例）営業日でない日曜日の場合

14：00～14：30利用（日中帯30分利用）

医療保険の算定がない場合は、表4より全額自己負担5,000円となります。

医療保険の算定がある場合は、基本療養費（5,550円）の方が高いため、差額の自費分は発生しません。

14：00～15：00利用（日中帯60分利用）

医療保険の算定がない場合は、表4より全額自己負担9,000円となります。

医療保険の算定がある場合は、医療保険のご利用者様負担に加えて、保険適用外の料金として差額が発生します。

##### ② 保険適用外の看護（表4 ③ その他保険適用外となった場合について）

例）医療保険のご利用者様で複数回の訪問となった場合

・難病等複数回訪問加算の適用とならないご利用者様に対する1日2回目以降の訪問。

・週3回の訪問限度があるご利用者様に対する週4日以降の訪問。

保険算定ができないため、上表の該当する区分のご利用料金が適用となります。

## (9) キャンセル料

- ① ご利用者様がサービスの利用を中止する際には、すみやかに事業所までご連絡ください。
- ② ご利用者様の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日の営業時間内までにご連絡ください。それ以降のキャンセルはキャンセル料を申し受けることになります。但し、ご利用者様の容態の急変など緊急時の場合、またはやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。医療保険のキャンセル料はありません。
- ③ サービス利用料金は、介護保険法令に定める介護報酬及び医療保険の診療報酬に準拠した金額、その他にかかる費用となります。
- ④ キャンセル料は、当月分のご利用者様負担金の支払いに合わせてお支払いいただきます。

## (10) 利用料金等のお支払いについて

1 か月ごとにご利用者様負担金及びその他の費用を請求し、ご利用者様は原則として指定する期日に口座引き落としでお支払いいただきます。

## 5.サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

訪問看護計画作成と同時に契約を結んだ後、サービス提供を開始いたします。なお、居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

まずはお電話などでお申し込みください。当社職員がお伺いしてご説明いたします。

### (2) サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1 週間前までに、お申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了日の1 ヶ月までに、文書で通知いたします。
- ③ 自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します)
  - ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
  - ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〔自立〕と認定された場合  
※非該当〔自立〕と認定された場合は、条件を変更して再度契約することができます。
  - ・ご利用者様が亡くなられた場合
- ④ 契約解除
  - ・当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文書で通知することで、ご利用者様は即座に契約を解約することができます。
  - ・ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず10 日以内に支払われない場合や、当事業所や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。
- ⑤ その他
  - ・ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、体調が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。
  - ・訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族様または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。
  - ・ご利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまで、サービスのご利用はお断りする場合があります。

## 6.虐待防止・身体拘束に関する事項

(1) 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとします。

- ・虐待防止・身体拘束の適正化の為の対策の委員会の定期開催と結果について従業員に周知徹底
- ・虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ・従業員に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
- ・事業所はご利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行う
- ・事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない
- ・やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する
- ・利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備  
虐待防止担当者・責任者 中橋 みどり

(2) その他虐待防止のために必要な措置

- ・事業者は、サービス提供中に、当該事業所の従業員又は養護者(利用者の家族等 利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 7.衛生管理について

事業所において感染症等が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ・訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う
- ・事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理をおこなう
- ・事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知の徹底を行う
- ・事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ・従業員に対し、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期開催

## 8.業務継続に向けた取り組みの強化について

- ・感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じる
- ・従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練の定期開催
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

## 9.ハラスメント

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- ・事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。

1. 身体的な力を使って危害を及ぼす(及ぼされそうになった)行為
2. 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
3. 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- ・ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討する
- ・職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方についての研修の実施  
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況を把握する
- ・ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる

## 10.緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせに主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

## 11.賠償責任

事業所は、サービスの提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、事業所に故意過失がなかったことを証明した場合には、この限りではありません。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
補償内容	訪問看護事業者賠償責任保険

## 12.事故発生時の対応

- (1) 利用者に対する居宅サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対する居宅サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行えるように損害賠償保険に加入しています。
- (3) 事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (4) 利用者に対する居宅サービスの提供により事故が発生した場合には、当該事故の状況及び、事故に際して取った処置を記録します。

## 13.ターミナル体制に関する状況

- (1) ターミナルケアを受けるお客様について24時間連絡できる体制を確保しており、かつ、必要に応じて訪問看護を行うことができる体制を整備しています。
- (2) 主治医との連携の下に、訪問看護におけるターミナルケアに係る計画及び支援体制についてお客様本人及び家族等に対して説明を行い、同意を得てターミナルケアを行う体制を整備しています。
- (3) ターミナルケアの提供過程における利用者の心身状況の変化及びこれに対する看護の内容等必要な事項が適切に記録される体制を整備しています。

## 14.加算に関する同意の有無

下記の加算に同意する場合は「同意します」に✓を入れてください。  
同意しない場合には「同意しません」に✓を入れて下さい。

### 1 介護保険適用の場合

- (1) 緊急時訪問看護加算・緊急時介護予防訪問看護加算に  
《 同意します ・ 同意しません 》
- (2) ターミナルケア加算に  
《 同意します ・ 同意しません 》

※同意に✓をいれた場合、事業所からターミナルケアに係る計画及び支援体制についての説明を行います。

### 2 医療保険適用の場合

- (1) 24時間対応体制加算に  
《 同意します ・ 同意しません 》
- (2) 訪問看護情報提供療養費の加算に  
《 同意します ・ 同意しません 》
- (3) 複数名訪問看護加算に  
《 同意します ・ 同意しません 》
- (4) ターミナル療養費の算定に  
《 同意します ・ 同意しません 》

※本書面と併せて、事業所からターミナルケアに係る計画及び支援体制についての説明を行います。

重要事項の説明日                      年              月              日

ご利用者様とのサービス締結にあたり、重要事項の説明を行いました。

土居内科訪問看護ステーション

管理者 中橋 みどり      ㊞

## 第1条（契約の目的）

事業者は、利用者に対し、介護保険法・健康保険法等の関連法令及びこの契約書に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

## 第2条（契約の期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約締結日から要介護または要支援（以下、「要介護等」とします。）認定の有効期間満了日までとします。ただし、医療保険のみ適用となる場合の有効期間は、契約締結から1年間とします。なお、介護保険と医療保険両方の適用となる場合は、期間の長い方を有効期間とします。
- 2 本契約の有効期間満了日の7日前までに、ご利用者様から契約終了の申し出がない場合には、本契約は要介護認定の更新後の有効期間満了日まで、同一の内容にて自動で更新されるものとします。その後も同様とします。

## 第3条（サービス内容）

本サービスは、介護保険法令及び健康保険法令等に定めるサービス内容の中から、各種サービス計画等に基づき選択された内容にて提供されるものとします。本サービス内容の詳細は、本契約の重要事項説明書及び別紙に定めるとおりとします。

## 第4条（本サービス以外のサービス提供）

本サービス以外のサービスを提供する場合は、別途契約を締結することとします。

## 第5条（利用料金）

- 1 本サービスの利用料金は、本契約にかかわる介護保険法令等に定める介護報酬及び医療保険の診療報酬に準拠した金額及びその他の費用となります。本サービスの利用料金の詳細及び支払い方法は、重要事項説明書に定めるとおりとします。
- 2 本契約の有効期間中、介護保険法及び健康保険法等の改正やその他の理由によるサービス利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の料金を適用するものとします。この場合、事業者は法令等改正後速やかにご利用者様に対し、改定の施行時期及び改定後の金額を通知し同意を得ます。

## 第6条（キャンセル）

ご利用者様は、事前に事業所に連絡することにより、予定されたサービスの利用をキャンセルすることができます。ただし、重要事項説明書に定めるところによりキャンセル料金を申し受ける場合があります。

## 第7条（ご利用者様の解約権）

- 1 ご利用者様は、事業所に対していつでも1週間以上の予告期間をもって解約を通知することにより、本契約を解約することができます。
- 2 ご利用者様は、事業所が事業所の責に帰すべき事由により本契約に違反した場合は、ただちに本契約を解約することができます。
- 3 ご利用者様が本条の規定に基づき本契約を解約する場合においても、ご利用者様はすでに提供を受けた本サービスの利用料金を支払う必要があります。

## 第8条（苦情対応）

- 1 ご利用者様は、サービスに関していつでも重要事項説明書に記載されている窓口で苦情を申し立てることができます。
- 2 事業所は、苦情対応の相談責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立てまたは相談があった場合には、迅速かつ誠実な対応を行います。
- 3 事業所は、ご利用者様からの苦情の申し立てを理由として、ご利用者様に対して何ら不利益な取り扱いはいりません。

## 第9条（事業所の解約権）

- 1 事業所は、事業所の廃止・縮小を実施する場合等で本契約の継続が困難となった場合には、ご利用者様に対し原則として1か月前までにその理由を記載した書面をもって通知することにより、解約することができます。
- 2 事業所は、ご利用者様が正当な理由なく事業所に支払うべきサービス利用料金を1か月以上滞納した場合には、1か月以上の期間を定めてその支払いを催告し、期間満了までに支払わないときは書面による通告をすることにより本契約を解約することができます。
- 3 事業所は、ご利用者様またはご利用者様のご家族様から事業所やその職員の生命、身体、財産若しくは信用を傷つける等の法令違反またはその恐れのある行為がなされる等により、ご利用者様またはご家族様との協力関係が保つことができなくなった場合等、本契約を継続したい合理的な事情が認められる場合には、ただちに本契約を解約することができます。
- 4 事業所は、本契約を解約する場合においては、ご利用者様の心身の状況及び希望等に応じて他の同種サービス事業所等を紹介するよう努めるものとします。
- 5 事業所が本条の規定に基づき本契約を解約する場合においても、ご利用者様はすでに提供を受けた本サービスの利用料金を支払う必要があります。

## 第10条（契約の終了）

本契約は、次のいずれかに該当した場合、終了するものとします。

- 1 ご利用者様から第2条第2項に基づいた本契約を終了する申し出があり、契約期間が終了した場合。
- 2 第7条若しくは第8条に基づき本契約が解約された場合。
- 3 ご利用者様が施設等に入所する等、1年以上にわたりサービスの提供がなく、その後の提供予定がない場合。
- 4 介護保険及び医療保険の適用がなされなかった場合。
- 5 ご利用者様が死亡した場合。
- 6 事業所が介護保険サービス事業の指定を取り消された場合。または事業を廃止した場合。
- 7 事業所が本契約に係る事業を譲渡または撤退した場合。

## 第11条（緊急時・事故発生時の対応）

- 1 事業所は、緊急時及び事故発生時には人命救助を最優先とし、速やかな現場対応と連携・連絡を行います。連絡先、対応可能時間等の詳細は重要事項説明書のとおりとします。
- 2 事業所は、サービスの提供にあたってご利用者様の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害賠償をします。ただし、会社の責に帰すべき事由によらない場合（予測や回避ができない事故や経年劣化による財産の破損滅失等の場合）にはこの限りではありません。
- 3 ご利用者様は、ご利用者様の責に帰すべき事由により、事業所の設備又は備品に対して通常の保守の程度を超える補修等が必要となる損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとします。また、ご利用者様は、ご利用者様の責に帰すべき事由により、事業所や職員、ご利用者様の生命、身体、財産、信用に損害を及ぼした場合には、その損害賠償の責任を負うものとします。

## 第12条（天災等不可抗力）

- 1 本契約の有効期間中、地震、噴火その他の天災等、事業所の責に帰すべからざる事由により、サービスを提供することができなくなった場合には、事業所はご利用者様に対してサービスを提供する義務を負わないものとします。
- 2 前項の場合においても、ご利用者様はすでに提供を受けた本サービスの利用料金を支払う必要があります。

## 第13条（秘密保持）

- 1 事業所は、業務上で知り得たご利用者様及びご家族様に関する秘密及び個人情報、正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後、また職員においては退職後も第三者に漏らすことはありません。
- 2 事業所は、ご利用者様及びご家族様に関する個人情報を「個人情報使用同意書」に従い、適切に取り扱います。

## 第14条（合意管轄）

本契約及び個別契約に関する一切の紛争については、事業所の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **第15条（秘密保持）**

- 1 ご利用者様のご家族様代表等は原則としてご利用者様身元引受人とします。ただし、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。
- 2 ご利用者様身元引受人は、ご利用者様と連携して、事業所に対する料金の支払いを含めたご利用者様の一切の責務について、金20万円を極限度として支払いの責任を負うものとします。  
※ご利用者様身元引受人の連帯保証責任の限度額を設定するものであり、ご利用者様身元引受人は極限度を超えて連帯保証責任を負うことはありません。
- 3 事業所によるご利用者様身元引受人に対する履行の請求は、ご利用者様に対してもその効力を生じるものとします。
- 4 ご利用者様身元引受人から請求があった際には、ご利用者様のサービス利用料等の支払い状況や滞納金の額、損害賠償の額等、ご利用者様のすべての債務の額等に関する情報を提供します。

### **第16条（契約外条項）**

本契約及び個別契約、ならびに介護保険法及び健康保険法等その他の関連法令決められていない事項は、介護保険法及び健康保険法等その他関連法令の趣旨を尊重し、ご利用者様と事業所の協議により定めます。

## 個人情報使用同意書

訪問看護サービスを実施するため、以下の範囲で個人情報を利用させていただきます。

### 1.利用目的

- (1) 介護保険法及び健康保険法における指定訪問看護サービス（以下、「本サービス」という。）の提供のため。
- (2) 本サービスの提供にあたってご利用者様に対して確認連絡などを行うため。
- (3) 介護保険事務のため
- (4) 本サービスのご利用者様に係る事業所の運営管理業務のうち下記に使用するため。
  - ①サービス開始、終了の管理のため
  - ②請求業務を含む経理のため
  - ③事故等の報告のため
  - ④ご利用者様の本サービス向上のため

### 2.第三者提供

本サービスを提供するために、居宅介護支援事業所等の保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者や、市区町村との連携並びに関係者で構成されている担当者会議等での利用に必要な場合に個人データを第三者に提供します。なお、法令に定められている場合には、ご利用者様の同意を得ずに第三者へ個人データを提供することがあります。

### 3.外部委託

当事業所では、個人情報の取り扱いを外部に委託する場合があります。この場合、委託業者先に対して必要かつ適正な監督を行います。

### 4.個人情報の内容

氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況、その他の一切の利用者や家族個人に関する情報  
医療保険証、介護保険証、身体障害者医療受給者証、特定疾患医療受給者証、身体障害者手帳等  
その他の情報

### 5.共同利用

当事業所は、法人内で以下のとおり個人情報を共同利用することがあります。

利用する者の利用目的	1. に定める利用目的の範囲
共同利用する者の範囲	法人内医療法人社団ディーオーアイ

共同して利用する個人情報の項目	氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、その他契約内容等
共同して使用する個人情報の管理について責任を有する者	

### 6.開示、訂正、利用停止等の請求について

開示請求、内容の訂正、追加または削除、利用の停止または消去および第三者への提供の停止については事業所までご連絡ください。



## 緊急時訪問看護同意書

法人名 合同会社ディーオーアイ  
事業所名 土居内科訪問看護ステーション  
管理者 中橋みどり

緊急時訪問看護の体制を整えており、状態の変化に応じて病状観察やかかりつけ医との連携など、24時間迅速に対応致します。

いつもと違うと感じられたときや、判断に困ったときには電話相談後、必要に応じて訪問いたします。

年 月 日

利用者氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

代理人氏名 \_\_\_\_\_ ㊞

利用者との関係 \_\_\_\_\_